

令和2年度

中山間地域等直接支払交付金の
実施状況について

令和3年8月
北 海 道

【利用上の注意】

- 1 本実施状況の取りまとめ範囲は、北海道である。
- 2 面積等は単位未満を四捨五入しているため、合計とその内訳の積算値が一致しない場合がある。

目 次

I	制度の概要	1
II	実施状況	3
1	実施市町村数	3
2	協定数及び協定参加者数	4
(1)	集落協定	4
(2)	個別協定	4
3	交付面積	5
(1)	協定別	5
(2)	地目別	5
(3)	交付基準別	5
(4)	増減要因	5
4	交付金額	7
(1)	協定別	7
(2)	地目別	7
(3)	交付基準別	7
(4)	増減要因	7
(5)	加算措置の取組	9
5	集落協定活動の動向	10
(1)	1市町村当たり、1協定当たりの交付金額等	10
(2)	交付金の配分割合	10
(3)	集落協定の規模	11
(4)	集落協定の活動の実施状況	11
ア	集落マスタープランの取組状況 [基礎単価要件]	11
イ	農業生産活動等として取り組むべき事項 [基礎単価要件]	13
(ア)	耕作放棄の防止の活動	13
(イ)	水路・農道等の管理活動	13
(ウ)	多面的機能を増進する活動	14
ウ	農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 [集落戦略の作成状況]	15
(5)	共同取組活動の使途	16
III	市町村別実施状況	17

I 制度の概要

耕作放棄地の増加等により水源涵養機能・洪水防止機能等、農業農村の有する多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、農業生産条件の不利を補正する目的で中山間地域等直接支払交付金を交付します。

○実施期間

本制度は、平成12年度（2000年度）から第1期対策がスタートし、5年ごとに対策内容が見直され、令和元年度（2019年度）まで第4期対策を実施してきました。令和2年度（2020年度）からは令和6年度（2024年度）までを実施期間とする第5期対策が取り組まれています。

なお、第5期対策からは、第4期対策の枠組みを維持するとともに、前向きな取組への支援が強化されています。

○交付単価（円/10a）

地目	交付基準	基礎単価	体制整備単価	備 考
田	急傾斜 ^{※1}	16,800	21,000	・協定に定める活動内容が、①「農業生産活動を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割（基礎単価）、①に加えて②「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割（体制整備単価）を交付 ・高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地は、緩傾斜の単価。
	緩傾斜 ^{※2}	6,400	8,000	
畑	急傾斜	9,200	11,500	
	緩傾斜	2,800	3,500	
草地	急傾斜	8,400	10,500	
	緩傾斜	2,400	3,000	
	草地比率の高い草地 ^{※3}	1,200	1,500	
採草放牧地	急傾斜	800	1,000	
	緩傾斜	240	300	

※1：急傾斜は、勾配が田で1/20以上、畑・草地及び採草放牧地で15度以上の農用地

※2：緩傾斜は、勾配が田で1/100以上1/20未満、畑・草地及び採草放牧地で8度以上15度未満の農用地

※3：草地比率の高い草地は、積算気温が著しく低く、かつ、草地比率が70%以上である市町村内に存する草地

○集落協定

対象農用地において5年間以上継続して農業生産活動を行う複数の農業者等が締結する協定

① 農業生産活動等を継続するための活動	② 体制整備のための前向きな活動
<ul style="list-style-type: none"> 農業生産活動等（必須事項） 例：耕作放棄の発生防止活動 水路・農道等の管理活動 （泥上げ、草刈り等） 多面的機能を増進する活動 （選択的必須事項） 例：周辺林地の管理 景観作物の作付け 体験農園 魚類等の保護 	<ul style="list-style-type: none"> 「集落戦略」の作成 <p>集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する、集落全体の指針。</p> <p>—集落戦略の項目—</p> <ul style="list-style-type: none"> 協定農用地の将来像 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状 集落の現状を踏まえた対策の方向性 具体的な対策に向けた検討 今後の対策の具体的内容及びスケジュール 農業生産活動等継続のための支援体制

○個別協定

認定農業者等が農用地の権原を有する者との間において5年間以上の利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定

① 農業生産活動等を継続するための活動	② 体制整備のための前向きな活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産活動等（必須事項） 例： 耕作放棄の発生防止活動 水路・農道等の管理活動 （泥上げ、草刈り等） ・ 多面的機能を増進する活動 （選択的必須事項） 例： 周辺林地の管理 景観作物の作付け 体験農園 魚類等の保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度（2024年度）までに利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の受託面積の合計（実農用地面積）が協定認定時における協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上の増加

※1：①又は②を行う場合は、自作地も交付対象とすることが可能。

※2：自作地を対象としない場合の体制整備単価の要件は、②のみ。

II 実施状況

1 実施市町村数

令和2年度（2020年度）実施市町村は、令和元年度（2019年度）と同数の98市町村となっています。

令和2年度（2020年度）から対象地域に棚田地域振興法が追加されたことにより、一般地域が令和元年度（2019年度）から4市町村増加しています。

表1 実施市町村数 (単位：市町村)

区 分	R元	R2	増減
道内市町村数	179	179	0
交付市町村数	98	98	0
うち一般地域 ^{※1}	93	97	4
うち特認地域 ^{※2}	5	3	▲2

※1：一般地域は、地域振興6法（R元までは5法）（特定農山村、山村、過疎、半島、離島、棚田（R2から））の指定を受けている市町村

※2：特認地域は一般地域以外で知事特認地域基準を満たす市町村

※3：一般地域と特認地域が重複する市町村がある

2 協定数及び協定参加者数

(1) 集落協定

令和2年度(2020年度)の集落協定数は308協定で、令和元年度(2019年度)から12協定減少しました。

全集落協定のうち、体制整備単価の協定数は297協定で、全集落協定数の96.4%を占めています。

(2) 個別協定

令和2年度(2020年度)の個別協定数は2協定で、令和元年度(2019年度)から1協定増加しました。

個別協定は全てが基礎単価となっています。

表2 協定数

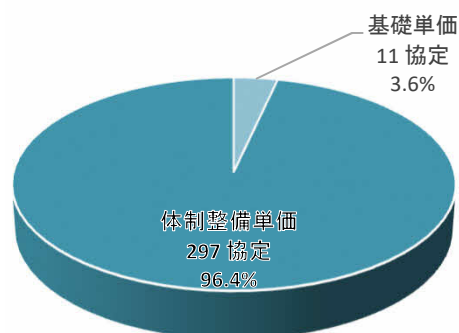
(単位：協定)

区 分	R元			R2			増減		
	体制整備	基礎		体制整備	基礎			体制整備	基礎
集落協定	320 (100%)	283 (88.4%)	37 (11.6%)	308 (100%)	297 (96.4%)	11 (3.6%)	▲ 12	14	▲ 26
個別協定	1 (100%)	0 (0%)	1 (100%)	2 (100%)	0 (0%)	2 (100%)	1	0	1
合 計	321 (100%)	283 (88.2%)	38 (11.8%)	310 (100%)	297 (95.8%)	13 (4.2%)	▲ 11	14	▲ 25

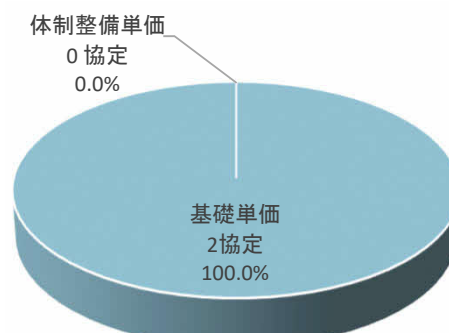
表3 協定参加者数

(単位：人・組織)

区 分	R元			R2			増減		
	体制整備	基礎		体制整備	基礎			体制整備	基礎
農業者	13,133	12,514	619	12,190	11,940	250	▲ 943	▲ 574	▲ 369
交付農用地を持たない農業者	3,012	2,909	103	2,827	2,782	45	▲ 185	▲ 127	▲ 58
農地所有適格法人	2,624	2,489	135	2,531	2,489	42	▲ 93	0	▲ 93
特定農業法人	2	2	0	22	22	0	20	20	0
その他法人	45	30	15	40	40	0	▲ 5	10	▲ 15
機械・施設共同利用組織	437	419	18	203	203	0	▲ 234	▲ 216	▲ 18
農作業受託組織	163	121	42	76	76	0	▲ 87	▲ 45	▲ 42
栽培協定	10	9	1	37	37	0	27	28	▲ 1
その他組織	258	217	41	255	203	52	▲ 3	▲ 14	11
土地改良区	13	10	3	10	10	0	▲ 3	0	▲ 3
水利組合	119	116	3	66	66	0	▲ 53	▲ 50	▲ 3
非農業者	913	828	85	877	807	70	▲ 36	▲ 21	▲ 15
その他	261	238	23	192	171	21	▲ 69	▲ 67	▲ 2
合 計	17,978	16,993	985	16,499	16,064	435	▲ 1,479	▲ 929	▲ 550



集落協定



個別協定

3 交付面積

令和2年度（2020年度）に交付金が交付された面積（以下、「交付面積」という。）は、31万2,616haで、令和元年度（2019年度）から8,439ha減少しました。
このうち、体制整備単価協定に係る交付面積は30万6,634haで、全体の98.1%を占めています。

（1）協定別

令和2年度（2020年度）の協定別の面積の内訳は、集落協定31万2,593ha、個別協定23haとなっています。

（2）地目別

令和2年度（2020年度）の地目別の面積の内訳は、田3万6,312ha、畑4,895ha、草地27万1,398ha、採草放牧地11haとなっています。

（3）交付基準別

令和2年度（2020年度）交付基準別の面積の内訳は、急傾斜農用地5,932ha、緩傾斜農用地4万3,356ha、高齢化率・耕作放棄率の高い農地220ha、草地比率の高い草地26万3,107haとなっています。

（4）増減要因

地目別では田・畑及び草地において、交付面積の減少があります。
主な要因は、基盤整備等による田及び畑の緩傾斜の減少の他、草地比率の高い草地における要件欠格や畑への転換等です。

表4 協定別交付面積

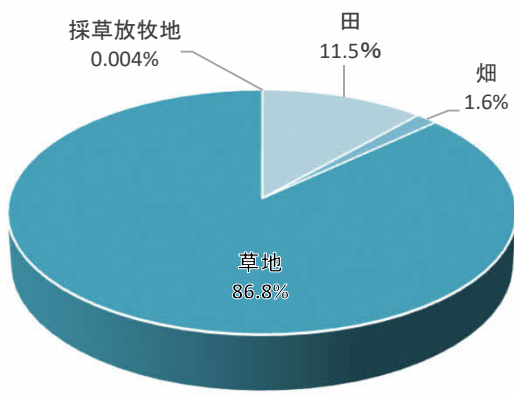
（単位：ha）

区 分	R元	R2			増減	増減率 (%)
			体制整備	基礎		
集落協定	321,034	312,593	306,634	5,959	▲ 8,441	▲ 2.6
個別協定	22	23	0	23	1	4.5
合計	321,055	312,616	306,634	5,982	▲ 8,439	▲ 2.6

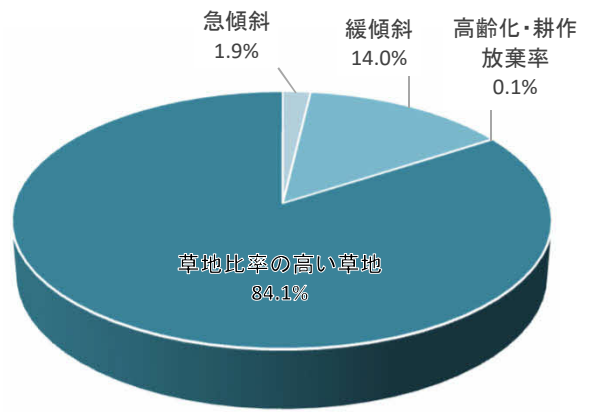
表5 地目別、交付基準別交付面積

（単位：ha）

区 分	R元	R2			増減	増減率 (%)
			体制整備	基礎		
田	36,986	36,312	35,774	538	▲ 674	▲ 1.8
急傾斜	5,356	5,258	5,221	37	▲ 98	▲ 1.8
緩傾斜	31,585	31,002	30,501	501	▲ 583	▲ 1.8
高齢化率・耕作放棄率	45	52	52	0	7	15.6
畑	5,055	4,895	4,892	3	▲ 160	▲ 3.2
急傾斜	49	48	48	0	▲ 1	▲ 2.0
緩傾斜	4,916	4,750	4,747	3	▲ 166	▲ 3.4
高齢化率・耕作放棄率	90	97	97	0	7	7.8
草地	279,003	271,398	265,957	5,441	▲ 7,605	▲ 2.7
急傾斜	636	626	579	47	▲ 10	▲ 1.6
緩傾斜	8,367	7,593	7,240	354	▲ 774	▲ 9.3
高齢化率・耕作放棄率	72	72	72	0	0	0.0
草地比率の高い草地	269,928	263,107	258,067	5,040	▲ 6,821	▲ 2.5
採草放牧地	11	11	11	0	0	0.0
急傾斜	0	0	0	0	0	-
緩傾斜	11	11	11	0	0	0.0
合計	321,055	312,616	306,634	5,982	▲ 8,439	▲ 2.6
急傾斜	6,041	5,932	5,848	84	▲ 109	▲ 1.8
緩傾斜	44,879	43,356	42,499	858	▲ 1,523	▲ 3.4
高齢化率・耕作放棄率	207	220	220	0	13	6.3
草地比率の高い草地	269,928	263,107	258,067	5,040	▲ 6,821	▲ 2.5



交付面積の地目別割合



交付面積の交付基準別割合

4 交付金額

(1) 協定別

令和2年度(2020年度)の集落協定の交付金額は80億8,695万円で、令和元年度(2019年度)から5,065万円減少しました。

一方、令和2年度(2020年度)の個別協定の交付金額は385万円で、令和元年度(2019年度)から23万円増加しました。

(2) 地目別

令和2年度(2020年度)の田の交付金額は、36億8,874万円で、令和元年度(2019年度)から5,289万円増加し、全体に占める割合は約46%となっています。

令和2年度(2020年度)の畑の交付金額は、1億7,694万円で、令和元年度(2019年度)から464万円減少し、全体に占める割合は約2%となっています。

令和2年度(2020年度)の草地の交付金額は、42億2,508万円で、令和元年度(2019年度)から9,867万円減少し、全体に占める草地の割合は約52%となっています。

(3) 交付基準別

令和2年度(2020年度)の急傾斜農用地の交付金額は、11億9,855万円で、令和元年度(2019年度)から731万円増加し、全体に占める割合は約15%となっています。

令和2年度(2020年度)の緩傾斜農用地の交付金額は、29億5,108万円で、令和元年度(2019年度)から2,104万円増加し、全体に占める割合は約36%となっています。

令和2年度(2020年度)の高齢化率・耕作放棄率の高い農用地の交付金額は、968万円で、令和元年度(2019年度)から77万円増加し、全体に占める割合は0.1%となっています。

令和2年度(2020年度)の草地比率の高い草地の交付金額は、39億3,148万円で、令和元年度(2019年度)から7,953万円減少し、全体に占める割合は約49%となっています。

(4) 増減要因

地目別では田・畑及び草地において、交付金額の増減があります。

増加の主な要因は、加算措置に取り組む協定数が大きく増加したこと、集落の基礎単価から体制整備単価への変更等です。

減少の主な原因は、基盤整備による緩傾斜の減少の他、草地比率の高い草地における要件欠格や畑への転換等です。

表6 協定別交付金額

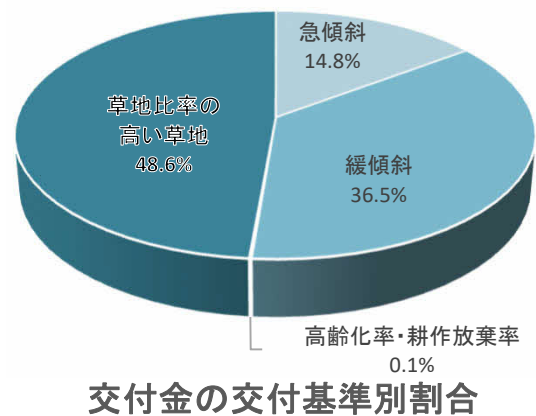
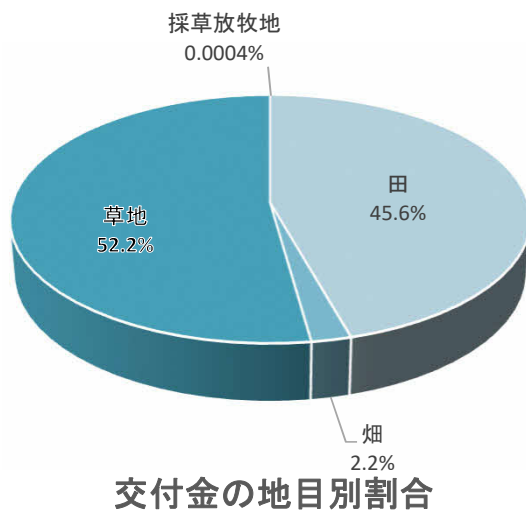
(単位：千円)

区 分	R元	R2			増減	増減率 (%)
			体制整備	基礎		
集落協定	8,137,601	8,086,950	7,979,530	107,420	▲ 50,651	▲ 0.6
個別協定	3,616	3,846	0	3,846	230	6.4
合 計	8,141,217	8,090,796	7,979,530	111,267	▲ 50,421	▲ 0.6

表7 地目別、交付基準別交付金額

(単位：千円)

区 分	R元	R2			増減	増減率 (%)
			体制整備	基礎		
田	3,635,855	3,688,740	3,650,498	38,242	52,885	1.5
急傾斜	1,122,099	1,128,220	1,122,061	6,160	6,121	0.5
緩傾斜	2,510,142	2,556,372	2,524,289	32,083	46,230	1.8
高齢化率・耕作放棄率	3,614	4,148	4,148	0	534	14.8
畑	181,580	176,942	176,866	76	▲ 4,638	▲ 2.6
急傾斜	5,702	5,569	5,569	0	▲ 133	▲ 2.3
緩傾斜	172,736	167,998	167,922	76	▲ 4,738	▲ 2.7
高齢化率・耕作放棄率	3,142	3,375	3,375	0	233	7.4
草地	4,323,750	4,225,082	4,152,133	72,949	▲ 98,668	▲ 2.3
急傾斜	63,443	64,762	60,784	3,978	1,319	2.1
緩傾斜	247,137	226,680	218,195	8,485	▲ 20,457	▲ 8.3
高齢化率・耕作放棄率	2,158	2,158	2,158	0	0	0.0
草地比率の高い草地	4,011,012	3,931,482	3,870,996	60,486	▲ 79,530	▲ 2.0
採草放牧地	32	32	32	0	0	0.0
急傾斜	0	0	0	0	0	—
緩傾斜	32	32	32	0	0	0.0
合計	8,141,217	8,090,796	7,979,530	111,267	▲ 50,421	▲ 0.6
急傾斜	1,191,244	1,198,551	1,188,414	10,137	7,307	0.6
緩傾斜	2,930,047	2,951,082	2,910,438	40,644	21,035	0.7
高齢化率・耕作放棄率	8,914	9,682	9,682	0	767	8.6
草地比率の高い草地	4,011,012	3,931,482	3,870,996	60,486	▲ 79,530	▲ 2.0



(5) 加算措置の取組

65協定が加算措置に取り組んでおり、交付金額は1億1,266万円で、交付金の全体に占める割合は1.4%でした。

表8 加算措置の取組に対する交付金額 (単位：協定、ha、千円)

区 分	協定数	交付面積	交付金額
棚田地域振興活動加算 ^{※1}	6	111	11,138
超急傾斜農地保全管理加算 ^{※2}	5	29	1,715
集落協定広域化加算 ^{※3}	6	1,021	10,280
集落機能強化加算 ^{※4}	12	5,494	14,445
生産性向上加算 ^{※5}	48	7,530	75,086
合計(実協定数)	77(65)	14,185	112,664
全体に占める割合	(20.2%)	(4.4%)	(1.4%)

※1：認定棚田地域振興活動計画に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

※2：超急傾斜農用地(田：1/10以上、畑：20度以上)の保全等の取組を行う場合に加算

※3：他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

※4：新たな人材の確保や集落機能(営農に関するもの以外)を強化する取組を行う場合に加算

※5：農業生産性向上を図る取組を行う場合に加算

5 集落協定活動の動向

(1) 1市町村当たり、1協定当たりの交付金額等

1市町村当たりの集落協定数は3協定で、交付面積は3,190ha、交付金額は8,252万円となっています。

1集落協定当たりの参加者数は54人（組織）で、交付面積は1,015ha、交付金額は2,626万円となっています。

表9 1市町村当たり、1協定当たりの交付金額等

(単位：協定、人・組織、ha、千円)

区分	市町村数	協定数	1市町村当たり			1協定当たり			一人当たりの交付金額
			協定数	交付面積	交付金額	参加者数	交付面積	交付金額	
体制整備	93	297	3	3,297	85,801	54	1,032	26,867	497
基礎	8	11	1	745	13,428	40	542	9,765	247
合計	98	308	3	3,190	82,520	54	1,015	26,256	490

(2) 交付金の配分割合

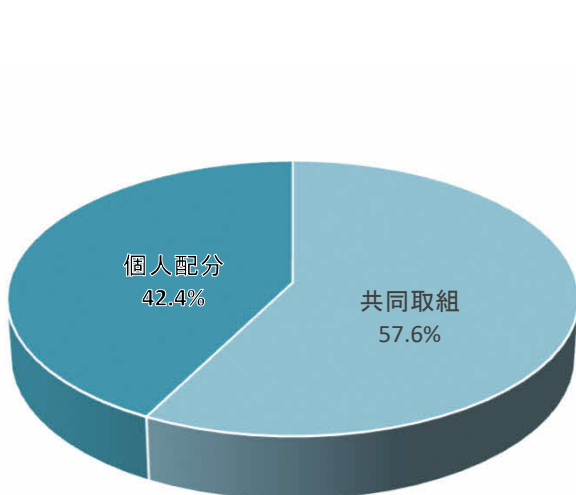
市町村から集落協定に交付された交付金の配分割合は、58%が共同取組活動分、残り42%が個人配分となりました。

また、交付金の40%以上を共同取組活動に充当している協定の割合は64.9%でした。

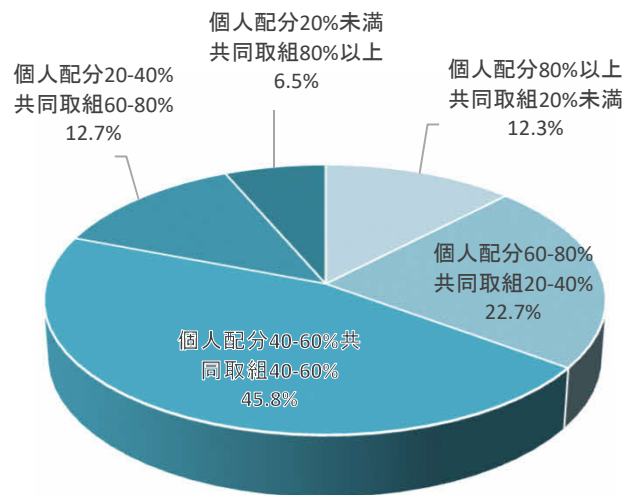
表10 交付金の配分割合

(単位：千円、%、協定)

区分	交付金額			計	配分割合別集落協定数					
	計	うち個人配分	うち共同取組活動		個人配分	80%以上	60-80%	40-60%	20-40%	20%未満
					共同取組活動	20%未満	20-40%	40-60%	60-80%	80%以上
R元	8,137,601 (100%)	3,605,911 (44.3%)	4,531,690 (55.7%)	320 (100.0%)	40 (12.5%)	55 (17.2%)	166 (51.9%)	37 (11.6%)	22 (6.9%)	
R2	8,086,950 (100%)	3,425,068 (42.4%)	4,661,882 (57.6%)	308 (100%)	38 (12.3%)	70 (22.7%)	141 (45.8%)	39 (12.7%)	20 (6.5%)	



交付金の配分割合



配分割合別集落協定数

(3) 集落協定の規模

集落協定の参加者数については、19人以下の集落協定が156協定、50.6%となっています。

また、集落協定の交付面積については、100ha未満の集落協定が152協定、49.3%を占める一方で、1,000haを超える集落協定も44協定、14.3%あります。

表11 参加者（人・組織）数別集落協定数

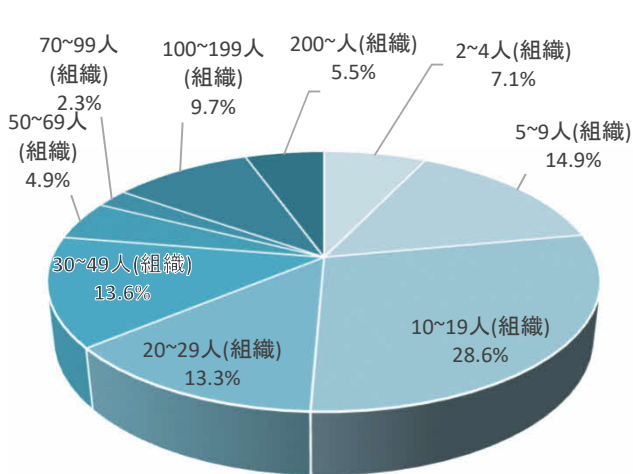
(単位：協定)

区分	2 人	5 人	10 人	20 人	30 人	50 人	70 人	100 人	200 人	合計
	4	9	19	29	49	69	99	199	以上	
R元	22 (6.9%)	45 (14.1%)	90 (28.1%)	36 (11.3%)	48 (15.0%)	23 (7.2%)	9 (2.8%)	27 (8.4%)	20 (6.3%)	320 (100%)
R2	22 (7.1%)	46 (14.9%)	88 (28.6%)	41 (13.3%)	42 (13.6%)	15 (4.9%)	7 (2.3%)	30 (9.7%)	17 (5.5%)	308 (100%)
増減	0	1	▲2	5	▲6	▲8	▲2	3	▲3	▲12

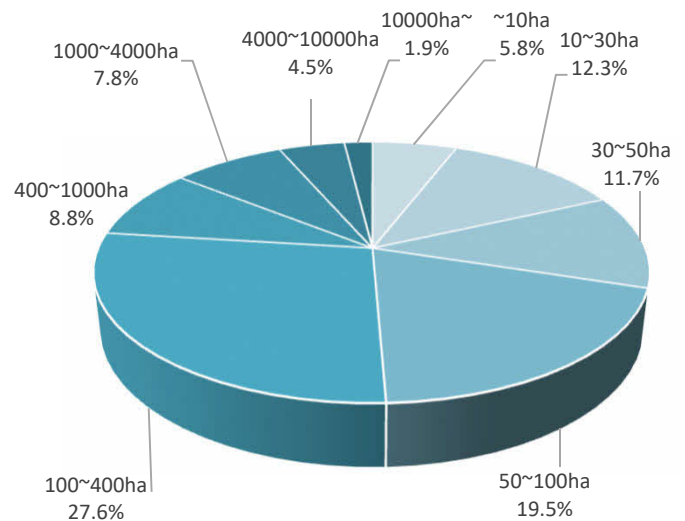
表12 交付面積規模別集落協定数

(単位：協定)

区分	10ha 未満	10ha ～ 30ha	30ha ～ 50ha	50ha ～ 100ha	100ha ～ 400ha	400ha ～ 1,000ha	1,000ha ～ 4,000ha	4,000ha ～ 10,000ha	10,000ha 以上	合計
R元	21 (6.6%)	46 (14.4%)	35 (10.9%)	59 (18.4%)	85 (26.6%)	28 (8.8%)	25 (7.8%)	15 (4.7%)	6 (1.9%)	320 (100%)
R2	18 (5.8%)	38 (12.3%)	36 (11.7%)	60 (19.5%)	85 (27.6%)	27 (8.8%)	24 (7.8%)	14 (4.6%)	6 (1.9%)	308 (100%)
増減	▲3	▲8	1	1	0	▲1	▲1	▲1	0	▲12



参加者数別の集落協定の割合



交付面積別の集落協定の割合

(4) 集落協定の活動の実施状況

ア 集落マスタープランの取組状況〔基礎単価要件〕

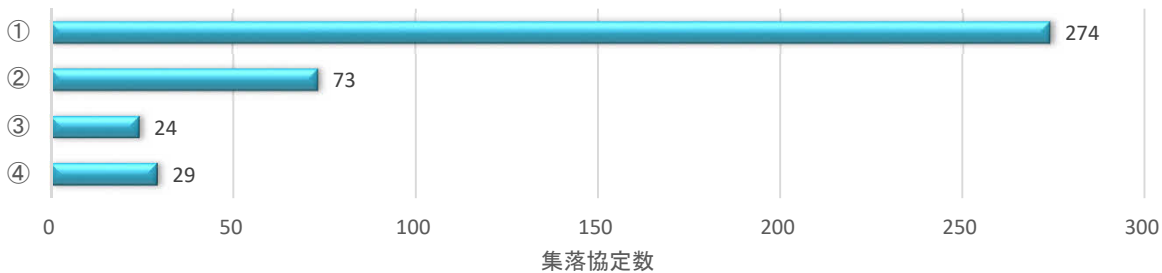
集落が目指すべき将来像として選択した項目は、「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が274協定で最も多く、次いで「協定の担い手となる新たな人材の育成・確保」が73協定となっています。

集落の将来像を実現するための活動方策として選択した項目は、「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」が207協定で最も多く、次いで「機械・農作業の共同化等営農組織の育成」が123協定、「新規就農者による農業生産」が59協定となっています。

表13 集落の目指すべき将来像

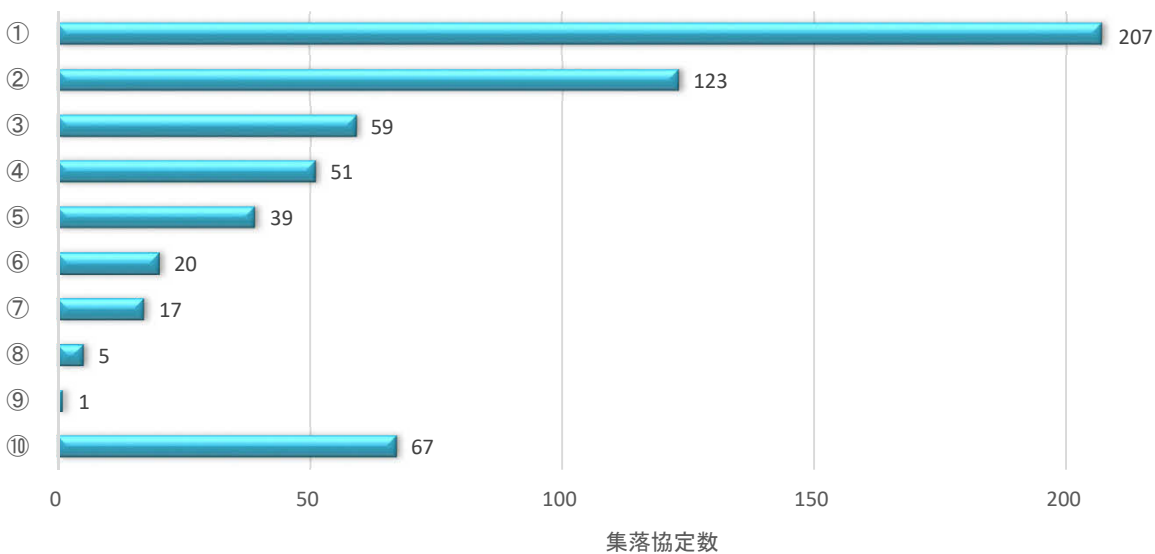
項目	協定数	割合(%)
集落協定数	308	—
I 目指すべき将来像（複数選択可）		
① 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	274	89.0
② 協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	73	23.7
③ 協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等様々な工夫により再生可能な所得を確保	24	7.8
④ その他（生産基盤整備促進等）	29	9.4
II 将来像を実現するための活動方策（複数選択可）		
① 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	207	67.2
② 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	123	39.9
③ 新規就農者による農業生産	59	19.2
④ 農業生産条件の強化	51	16.6
⑤ 担い手への農地集積	39	12.7
⑥ 地場産農産物等の加工・販売	20	6.5
⑦ 担い手への農作業の委託	17	5.5
⑧ 高付加価値型農業	5	1.6
⑨ 消費・出資の呼び込み	1	0.3
⑩ その他（生産基盤整備、鳥獣害対策等）	67	21.8

I 目指すべき将来像



※①～④は、表13の項目に対応した番号

II 将来像を実現するための活動方策



※①～⑩は、表13の項目に対応した番号

イ 農業生産活動等として取り組むべき事項〔基礎単価要件〕

(ア) 耕作放棄の防止の活動

耕作放棄の防止の活動として、「賃貸借の設定・農作業の委託」に取り組んだのは219協定で最も多く、次いで「農地法面管理」が200協定となりました。

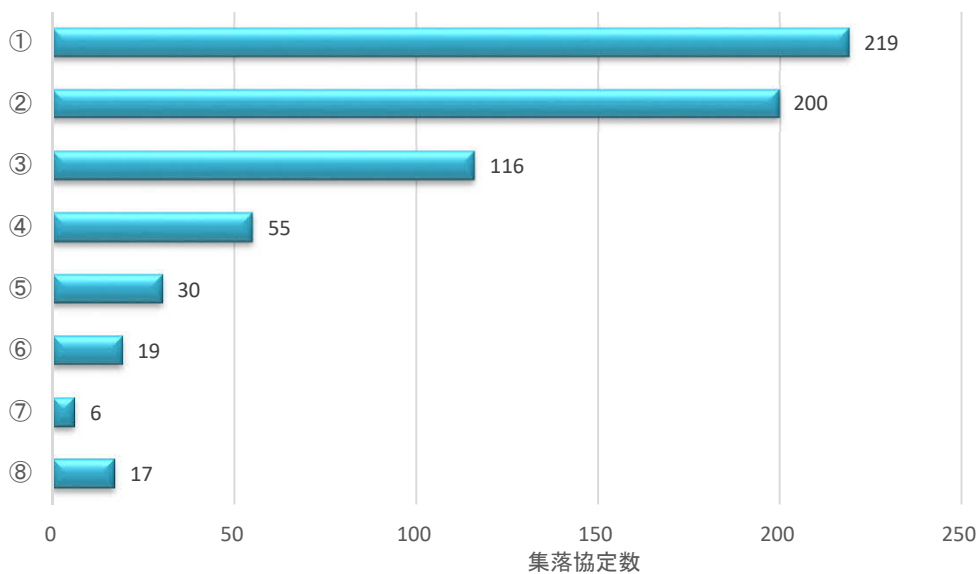
(イ) 水路・農道等の管理活動

農道の管理活動に292協定、水路の管理活動に241協定が取り組みました。

表14 耕作放棄の防止等の活動（複数選択可）

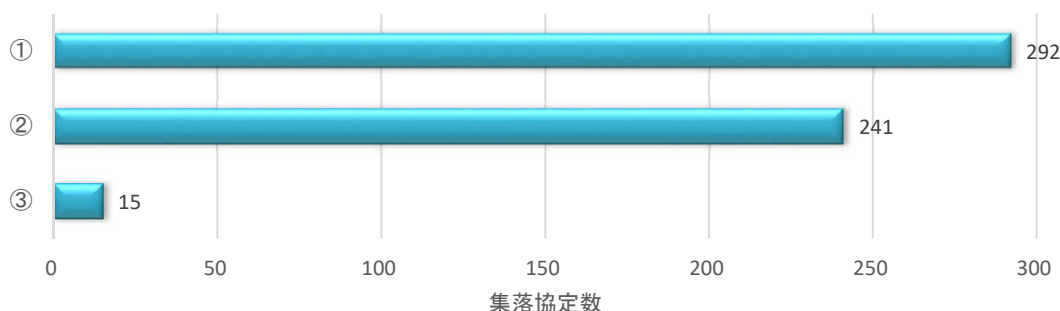
項 目	協定数	割合 (%)
集落協定数	308	—
I 耕作放棄の防止の活動（複数選択可）		
① 賃貸借設定・農作業の委託	219	71.1
② 農地の法面管理	200	64.9
③ 柵、ネット等の設置	116	37.7
④ 担い手の確保	55	17.9
⑤ 簡易な基盤整備	30	9.7
⑥ 土地改良事業	19	6.2
⑦ 地場農産物の加工販売	6	1.9
⑧ その他（鳥獣害防止対策、農地データ整備等）	17	5.5
II 水路・農道等の管理活動		
① 農道の管理	292	94.8
② 水路の管理	241	78.2
③ その他	15	4.9

I 耕作放棄の防止の活動



※①～⑧は、表14の項目に対応した番号

Ⅱ 水路・農道等の管理活動



※①～③は、表14の項目に対応した番号

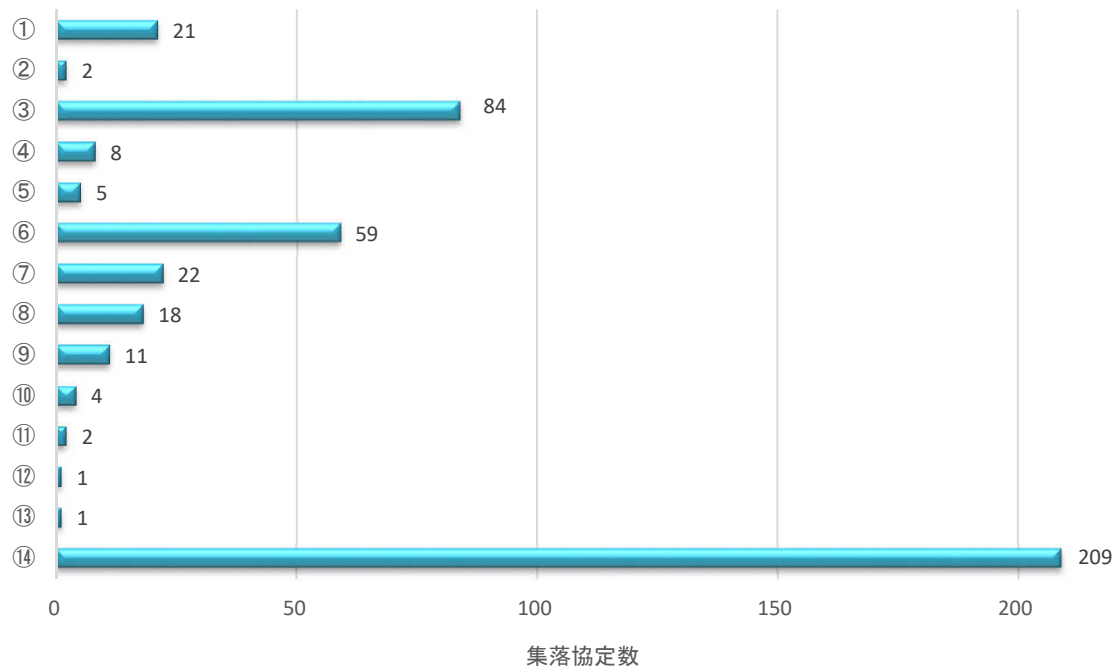
(ウ) 多面的機能を増進する活動

保健休養機能を高める取組として、「景観作物の作付け」が84協定、自然生態系の保全に資する取組として「堆きゅう肥の施肥」が59協定で行われているほか、集落会館周辺の清掃等、地域の状況に応じて多様な取組が行われています。

表15 多面的機能を増進する活動（複数選択可）

項目	協定数	割合(%)
集落協定数	308	—
多面的機能を増進する活動（複数選択可）		
1 国土保全機能を高める取組		
① 周辺林地の下草刈り	21	6.8
② 土壌流亡に配慮した営農	2	0.6
2 保健休養機能を高める取組		
③ 景観作物の作付け	84	27.3
④ 体験民宿（グリーン・ツーリズム）	8	2.6
⑤ 市民農園等の開設・運営	5	1.6
3 自然生態系の保全に資する取組		
⑥ 堆きゅう肥の施肥	59	19.2
⑦ 粗放的畜産	22	7.1
⑧ 緑肥作物の作付け	18	5.8
⑨ 輪作の徹底	11	3.6
⑩ 鳥類の餌場の確保	4	1.3
⑪ 魚類・昆虫類の保護	2	0.6
⑫ 拮抗作物の利用	1	0.3
⑬ 合鴨・鯉の利用	1	0.3
4 その他		
⑭（集落会館周辺の清掃、花壇等の整備等）	209	67.9

多面的機能を増進する活動



※①～⑭は、表15の項目に対応した番号

ウ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項〔集落戦略の作成状況〕

第5期対策から体制整備単価の要件となった集落戦略の作成状況については、作成期間の初年度でもあることから、体制整備単価協定数297協定のうち「集落戦略を作成済み」が76協定（25.6%）となっている。

表16 集落戦略の作成状況 (単位：協定、%)

	集落協定数	体制整備単価協定数	集落戦略策定済み協定数	割合
協定数	308	297	76	25.6%

(5) 共同取組活動の使途

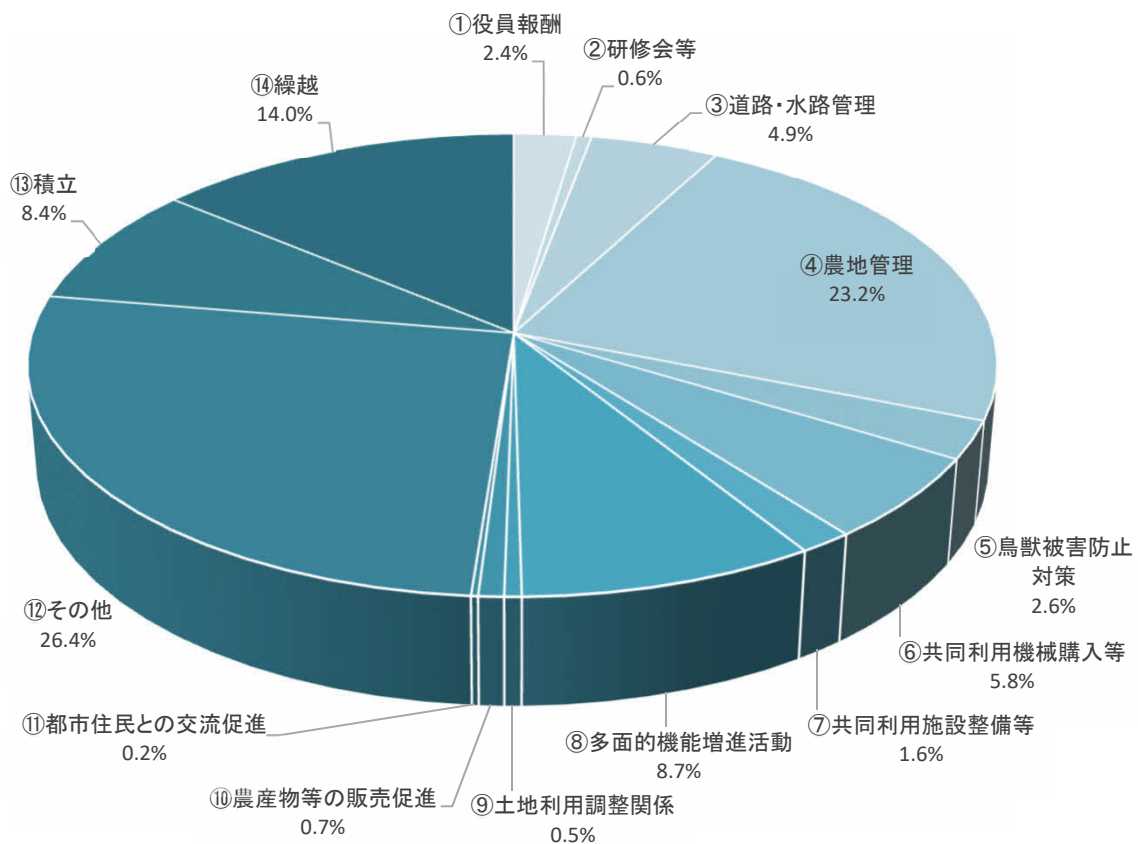
令和2年度において、市町村から集落協定に交付された交付金約80億8,695万円のうち、約46億6,188万円が共同取組活動に使用され、前年度からの繰越と併せて総額で約51億7,861万円が共同取組活動に使用されました。

共同取組活動の使途をみると、団体・行事への助成費、家畜衛生対策費、事務経費等に利用された「その他」が26.4%で最も多く、次に「農地管理費」が23.2%となっています。

表17 共同取組活動に係る交付金の主な使途

使 途 内 容	金額 (千円)	割合 (%)
① 役員報酬 (集落協定に定める役職者への支払)	122,607	2.4
② 研修会等費 (協定参加者が参加する各種研修等に係る経費)	29,949	0.6
③ 道・水路管理費 (草刈・泥上げ等の出役費、補修費、活動に必要な備品費等)	252,608	4.9
④ 農地管理費 (畦畔管理費、法面点検費、簡易基盤整備費等、農作業委託料等)	1,199,126	23.2
⑤ 鳥獣被害防止対策費 (防止柵等の資材費、設置費、管理費等)	137,143	2.6
⑥ 共同利用機械購入等費 (共同利用機械の購入費、修理費、燃料代等)	302,717	5.8
⑦ 共同利用施設整備等費 (共同利用施設の建設費、補修費、運営費等)	81,621	1.6
⑧ 多面的機能増進活動費 (景観作物の作付、市民農園の実施等)	451,594	8.7
⑨ 土地利用調整関係費 (利用権の設定、農作業の委託費等に係る経費)	26,024	0.5
⑩ 農産物等の販売促進関係費	38,553	0.7
⑪ 都市住民との交流促進関係費	10,497	0.2
⑫ その他 (団体・行事への助成費、家畜衛生対策費、事務経費等)	1,368,604	26.4
⑬ 積立	435,005	8.4
⑭ 繰越	722,566	14.0
合 計	5,178,611	

※ 金額は前年度からの繰越・積立額等 (516,729千円) 含む。



共同取組活動に係る交付金の主な使途